主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原田義照の上告趣意(後記)は、単なる量刑不当の主張であつて刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものと は認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月二日

最高裁判所第一小法廷

| 郎 | | Ξ | 松 | 岩 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 郎 | 治 | 竹 | 田 | 澤 | 裁判官 |
| 毅 | | | 野 | 眞 | 裁判官 |
| 輔 | | 悠 | 藤 | 齋 | 裁判官 |